

介護休業給付制度について

1 介護休業給付の概要

(1) 概要

家族の介護を行う労働者に対して、介護休業を取得しやすくし、その後の円滑な職場復帰を援助、促進することを目的として支給されます。

(2) 支給対象者

2週間以上の介護を要する対象家族を介護するため介護休業を取得する一般被保険者 {3頁、4(1)参照} の方に支給されます。

ただし、介護休業開始前2年間に賃金の支払基礎日数が11日以上ある月が12カ月以上あることが必要です。

※ なお、介護休業を開始する時点で、介護休業終了後に離職することが予定されている方は、支給の対象となりません。

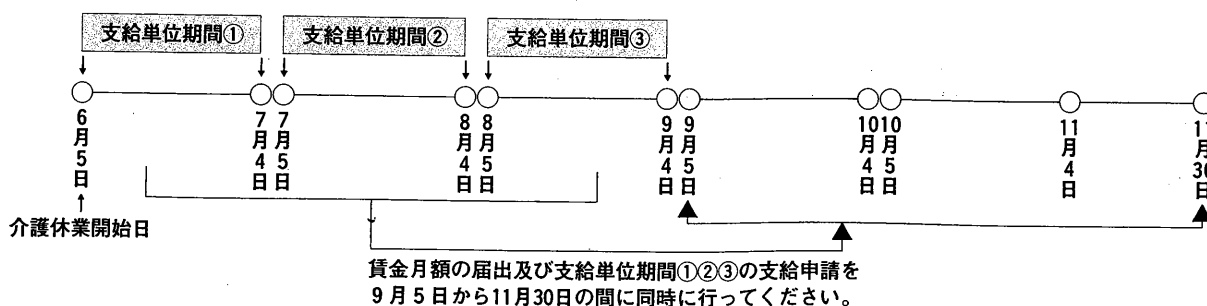
(3) 介護対象家族

一般被保険者の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）、父母（養父母を含む）、子（養子を含む）、配偶者の父母（養父母を含む）、又は、一般被保険者が同居し、かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫となっています。

2 支給要件

各支給単位期間（休業開始日から起算して1カ月ごとの期間をいいます。例参照）について下記の要件をすべて満たしている場合に当該支給期間について支給されます。

(例) 介護休業開始日が6月5日の場合



- ① 支給単位期間の初日から末日まで継続して雇用されている（被保険者資格を有している。）こと。
- ② 支給単位期間において、休業している日が20日以上あること。（日曜、祝日等の事業所の所定労働日以外の休日を含みます。）
ただし、最後の支給単位期間については、この限りではありません。
- ③ 同一の対象家族について、初めて取得する介護休業であること。

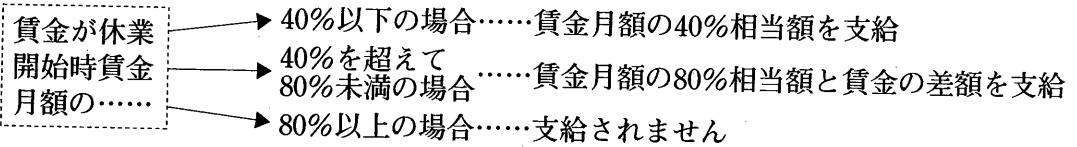
3 支給期間及び支給額

(1) 支給期間及び支給額

介護休業を開始してから3カ月を経過する日までの期間を限度として、休業開始前の賃金月額の40%に相当する額が支給されます。

休業開始前の賃金月額×0.4 ……………最大3カ月分

※ 対象となる支給単位期間に介護休業期間を対象とした賃金が支払われた場合は、その賃金の額と休業開始前の賃金月額の40%との合計額が、休業開始前の賃金月額の80%を超える場合は、休業開始前の賃金月額の80%の額から支給単位期間中に支払われた賃金の額を差し引いた額が支給されます。その結果、次のようになります。



(2) 休業開始前の賃金月額

原則として、休業を開始した時点から遡って6カ月の間に支払われた賃金の総額を180で除した賃金日額の30日分の額となります。

なお、賃金日額が16,070円を超える場合は16,070円、短時間被保険者で2,140円を下まわる場合は2,140円、短時間以外の一般被保険者で4,210円を下まわる場合は4,210円となります。(平成14年8月1日現在)

また、この賃金日額を計算するときの受給要件の緩和、日額算定が困難なときなどの算定方法は、短時間被保険者以外の一般被保険者であっても、短時間被保険者の算定方法が適用されます。